

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する細則をここに
告示する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市固定資産評価審査委員会

委員長 本間 正俊

川崎市固定資産評価審査委員会告示第 2 号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する細則

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年固審委告示第3号）

の一部を次のように改正する。

第1号様式、第12号様式及び第19号様式中

「□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」

を

「□個人番号カード」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の細則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。